

平成十三年国土交通省令第二十五号

地方航空局組織規則

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十九条第二項及び国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百八十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、地方航空局組織規則を次のように定める。

第一次
第一章 内部部局(第一条―第三十四条の二)
第二章 地方航空局の事務所
第一節 総則(第三十五条)
第二節 空港事務所
第一款 総則(第三十六条―第三十九条の二)

第二款 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所、大阪空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所(第四十条―第六十条)

第三款 その他の空港事務所(第六十一条―第七十九条)

第四款 空港・航空路監視レーダー事務所(第八十三条―第八十五条)

第五款 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、福岡空港事務所、大阪空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所(第四十一条―第八十二条)

第六款 その他の空港事務所(第六十一条―第八十二条)

第七款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第八款 空港・航空路監視レーダー事務所(第八十三条―第八十五条)

第九款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十款 空港・航空路監視レーダー事務所(第八十三条―第八十五条)

第十一款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十二款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十三款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十四款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十五款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十六款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十七款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十八款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第十九款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十一款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十二款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十三款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十四款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十五款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十六款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十七款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十八款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第二十九款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十一款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十二款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十三款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十四款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十五款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十六款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十七款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十八款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第三十九款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十一款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十二款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十三款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十四款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十五款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十六款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十七款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十八款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第四十九款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十一款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十二款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十三款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十四款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十五款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十六款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十七款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十八款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第五十九款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第六十款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第六十一款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第六十二款 空港出張所(第八十三条―第八十五条)

第八十号 第二条に規定する空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)に関する重要な事項に係る関係行政機関その他の関係者との連携に関する企画及び立案並びに調整に係る事務を整理する。名する者を統括空港連携調整官とする。

4 統括空港連携調整官は、空港連携調整官の事務を統括する。

(技術管理官)

第一条の四 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ技術管理官一人を置く。

2 技術管理官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する国直轄の事業(委託によるもの)の改善に関する特定事項に係るものと整理する。

3 空港連携調整官のうちから国土交通大臣が指名する者を統括空港連携調整官とする。

4 空港連携調整官は、空港連携調整官の事務を統括する。

(技術管理官)

第二条の五 東京航空局及び大阪航空局に、それぞれ災害対策推進官一人を置く。

2 災害対策推進官は、命を受けて、地方航空局の所掌事務に関する自然災害による被害の予防その他の空港等及び航空保安施設に係る保全に関する特定事項に係るものと整理する。

(総務部の所掌事務)

第三条 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の二 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の三 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の四 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の五 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の六 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の七 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の八 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の九 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十一 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十二 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十三 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十四 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十五 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十六 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

第三条の十七 空港部は、次に掲げる事務をつかさどる。

(空港部の所掌事務)

十二 航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関するものと除く。)の発達、改善及び調整に関する許可に関すること。

十四 航空機の操縦の練習の許可に関する許可に関すること。

十五 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、地方航空局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

十七 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十八 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十九 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十一 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十二 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十三 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十四 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十五 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十六 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十七 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十八 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二十九 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十一 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十二 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十三 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十四 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十五 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十六 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十七 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十八 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

三十九 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十一 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十二 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十三 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十四 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十五 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十六 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十七 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十八 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四十九 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十一 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十二 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十三 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十四 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十五 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十六 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十七 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十八 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

五十九 地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七 航空通信の業務に関すること。

八 航空機及びその装備品並びにこれらに使用する材料及び部品に関すること。

九 航空従事者に関する証明に関すること。

十 運航管理者技能検定に関すること。

十一 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。

十二 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四八年法律第百十三号)第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。

十三 飛行場管制、ターミナル・レーダー管制及び着陸誘導管制に関すること。

十四 航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。

十五 航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関すること。

十六 航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設に関する工事及び保守に関すること。

十七 第七号、第八号、第十四号、第十五号及び前号に掲げるもののほか、航空灯火その他の電気施設に関する工事、運用及び保守に関すること。

十八 航空灯火の設置及び管理の監督に関すること。

十九 類似灯火の制限に関すること。

二十 昼間障害標識に関すること。

二十一 航空保安用電気通信施設及び航空灯火の用に供する予備電源設備の工事、運用及び保守に関すること。

二十二 航空機の運航の監督に関すること。

二十三 航空機の航行の方法に関すること。

二十四 航空機の運航の監督に関すること。

二十五 航空機の運航の監督に関すること。

二十六 航空機の運航の監督に関すること。

二十七 航空機の運航の監督に関すること。

二十八 航空機の運航の監督に関すること。

二十九 航空機の運航の監督に関すること。

三十 航空機の運航の監督に関すること。

三十一 航空機の運航の監督に関すること。

三十二 航空機の運航の監督に関すること。

三十三 航空機の運航の監督に関すること。

三十四 航空機の運航の監督に関すること。

三十五 航空機の運航の監督に関すること。

三十六 航空機の運航の監督に関すること。

三十七 航空機の運航の監督に関すること。

三十八 航空機の運航の監督に関すること。

三十九 航空機の運航の監督に関すること。

四十 航空機の運航の監督に関すること。

四十一 航空機の運航の監督に関すること。

四十二 航空機の運航の監督に関すること。

四十三 航空機の運航の監督に関すること。

四十四 航空機の運航の監督に関すること。

四十五 航空機の運航の監督に関すること。

四十六 航空機の運航の監督に関すること。

四十七 航空機の運航の監督に関すること。

四十八 航空機の運航の監督に関すること。

四十九 航空機の運航の監督に関すること。

五十 航空機の運航の監督に関すること。

五十一 航空機の運航の監督に関すること。

五十二 航空機の運航の監督に関すること。

五十三 航空機の運航の監督に関すること。

三 という。)であつて航空路管制業務又は進入管制業務に関するもの(以下「電話による航空路航空情報」という。)を除く。)に関すること。

四 航空情報(電話による航空通信により提供する航空情報(電話による航空通信により提供する航空情報

のものを除く。)に関する保守に関すること。

五 航空機の操縦の練習の許可に関する許可に関すること。

六 航空機の操縦の練習の許可に関する許可に関すること。

七 航空機の操縦の練習の許可に関する許可に関すること。

		管財調達課 地域航空事業課 安全企画・保安対策課 (総務課の所掌事務)
第六条	2	前項に掲げる課のほか、総務部に広報対策官及び航空保安監査官それぞれ一人を置く。 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
	一	公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
	二	公文書類の審査及び進達に関する事務。
	三	地方航空局の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
	四	前三号に掲げるもののほか、地方航空局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
	五	(人事課の所掌事務) 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。 二 定員に関する事務。 三 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。 四 職員に貸与する宿舎に関する事務。
	六	(経理課の所掌事務) 経理課は、経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務をつかさどる。
	七	(契約課の所掌事務) 契約課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地方航空局の行う入札及び契約に関する事務。 二 国の直轄の事業についての入札及び契約の技術的な事項に係る審査及び関係行政機関との他の関係者との連絡調整に関する事務。 三 国の直轄の事業の工事の検査に関する事務。
	八	(管財調達課の所掌事務) 管財調達課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地域航空事業課の所掌事務。
	九	(空港部に置く課等) 空港部に、次に掲げる課を置く。 第一十二条 地域航空事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
	第十一条	2 (地域航空事業課の所掌事務)
	第十二条	空港安全監督課 補償課 (大阪航空局に限る。) 土木課 建築課 機械課
	第十三条	前項に掲げる課のほか、空港部に空港管理企画調整官、空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官それぞれ一人を置く。 空港管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。 (空港管理課の所掌事務)
	第十四条	一 地域的な航空に関する重要な政策に関する事務の調整に関する事務 (安全企画・保安対策課の所掌に属するものを除く。)。 二 地域的な航空に関する事務 (航空機製造事業者の生産 (修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関する事業を除く。) の発達、改善及び調整に関する事務。 三 航空に関する事業 (航空機及びその装備品の生産 (修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関する事業を除く。) の振興に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。
	第十五条	四 外国航空機の航行及び使用に関する許可に関する事務。
	第十六条	五 航空機の操縦の練習の許可に関する事務。 六 航空輸送需要の増進を図る観点からの地域の振興に関する企画及び立案並びに地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。
	第十七条	(安全企画・保安対策課の所掌事務) 安全企画・保安対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 地方航空局の所掌事務に関する企画及び立案並びに当該事項を実施するために必要な地方航空局の所掌事務の総括に関する事務をつかさどる。 二 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務 (補償課及び地域振興・環境調整官の所掌に属するものを除く。)。 三 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務 (補償課及び地域振興・環境調整官の所掌に属するものを除く。)。 四 航空機の騒音による障害の防止工事及び障害を防止するための共同利用施設の整備の助成に関する事務。
	第十八条	二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和四十二年法律第百十号) 第九条第一項に規定する第二種区域からの移転の補償その他損失の補償に関する事務。
	第十九条	三 空港等周辺の障害物件に関する事務。 一 航空機の騒音による障害の防止工事及び障害を防止するための共同利用施設の整備の助成に関する事務。
	第二十条	二 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和四十二年法律第百十号) 第九条第一項に規定する第二種区域からの移転の補償その他損失の補償に関する事務。
	第二十一条	三 空港等周辺の障害物件に関する事務。 一 航空機の騒音による障害の防止工事及び障害を防止するための共同利用施設の整備の助成に関する事務。
	第二十二条	四 土地の収用、買収、使用及び寄附に関する事務。 (土木課の所掌事務) 土木課は、土木施設に関する工事及び保守に関する事務 (空港等に関する国直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの並びに保安部並びに他課並びに空港管理企画調整官、空港経営改革調整官及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。 東京航空局の空港管理課は、前項に規定するもののか、次に掲げる事務 (地域振興・環境調整官の所掌に属するものを除く。) をつかさどる。
	第二十三条	(空港企画調整課の所掌事務) 空港企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 空港等の整備に関する計画についての企画及び立案並びに国的地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務 (空港企画調整課の所掌に属するものを除く。)。
	第二十四条	(航空保安監査官の職務) 航空保安監査官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止に係る措置の実施に関する監査に関する事務をつかさどる。
	第二十五条	二 空港等の建設、改良及び維持に関する特定事項についての企画及び立案に関する事務。
	第二十六条	三 土木施設、建築施設及び機械施設に関する防災対策についての企画及び立案並びに安全点検に関する事務。
	第二十七条	(空港企画調整官の職務) 空港企画調整官は、命を受けた場合に、空港企画調整課の所掌に属するものを除く。
	第二十八条	一 東京国際空港の整備の実施に関する調査及び計画に関する事務 (空港等に関する国直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの除外)。
	第二十九条	二 東京国際空港の整備に係る土木施設、建築施設及び機械施設に関する工事に関する事務 (空港等に関する国直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの除外)。
	第三十条	三 施設及び機械施設に関する工事に関する事務 (空港等に関する国直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るもの除外)。

者との連絡調整に関する事務（空港企画調整課、空港安全監督課、土木課及び建築課並びに空港経営改革調整官、地域振興・環境調整官及び建築施設保全対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。（空港経営改革調整官の職務）

第二十四条 空港経営改革調整官は、命を受けた、地方航空局の所掌事務に関する空港等の管理における民間の能力の活用の推進に関する重要事項についての調整に関する事務をつかさどる。

（地域振興・環境調整官の職務）

第二十五条 地域振興・環境調整官は、命を受けた、次に掲げる事務のうち重要な事項についての調整に関する事務をつかさどる。

- 一、空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。
- 二、空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務（補償課の所掌に属するものを除く。）。
- 三、東京航空局の地域振興・環境調整官は、前項に規定するものほか、命を受けて、次に掲げる事務のうち重要な事項についての調整に関する事務をつかさどる。

（建築施設保全対策官の職務）

第二十六条 建築施設保全対策官は、命を受けた、建築施設の保全に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（空港企画調整課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（保安部に置く課等）

第二十七条 保安部に、次の七課並びに航空事業安全監督官、運航審査官、航空機検査官、整備審査官、航空従事者試験官及び交通管制機械設備調整官一人を置く。

技術保企画調整課
運航課
運用課
管制課
管制技術課
航空灯火・電気技術課
交通管制安全監督課
（技術保企画調整課の所掌事務）

第二十七条の二 技術保企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（技術保企画調整課の所掌事務）

第二十七条の二 技術保企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（技術保企画調整課の所掌事務）

第二十七条の二 技術保企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一、保安部の所掌事務に関する総合調整に関する事と。

の並びに技術保企画調整課の所掌に属するもの（航空事業安全監督官の職務）

二、空港等における航空保安業務に関する計画についての企画及び立案並びに国の地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事と。

（航空事業安全監督官の職務）

三、空港等の所掌事務に関する航空に関する危機管理に関する事と。

四、前三号に掲げるもののほか、保安部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事と。

（運航課の所掌事務）

第二十七条の三 運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一、航空機の運航に関する安全の確保に係る監督に関する事と（管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。
- 二、航空機の航行の方法に係る許可及び承認に関する事と。
- 三、空港等の安全表面に関する事と。
- 四、航空機及びその装備品並びにこれらに使用する材料及び部品に関する事と（航空機検査官及び整備審査官の所掌に属するものを除く。）。

（運航課の所掌事務）

第二十七条の三 運航課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（運航審査官の職務）

第二十九条 管制課は、飛行場管制、ターミナル・レーダー管制及び着陸誘導管制に関する事務（技術保企画調整課及び管制技術課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（管制技術課の所掌事務）

第三十条 管制技術課は、次に掲げる事務をつかさどる。

（管制技術課の所掌事務）

第三十一条 運航審査官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

（運航審査官の職務）

第三十二条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（これらの設計、製造、整備、改造又は検査に関する認定のための検査を含む。）並びにこれらに使用する材料及び部品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十三条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十四条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十五条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十六条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十七条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十八条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第三十九条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

第四十条 航空機検査官は、命を受けて、航空機及びその装備品に係る検査（整備審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（航空機検査官の職務）

テム施設を除く。）に関する保守に関するもの並びに技術保企画調整課の所掌に属するもの（航空事業安全監督官の職務）

二、空港等における航空保安業務に関する計画についての企画及び立案並びに国の地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事と。

（航空事業安全監督官の職務）

三、空港等の所掌事務に関する航空に関する危機管理に関する事と。

（空港等における航空保安業務に関する計画についての企画及び立案並びに国の地方行政機関、地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事と）。

（航空事業安全監督官の職務）

四、前三号に掲げるもののほか、保安部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事と。

（運航課の所掌事務）

（運航課の所掌

の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項及び第四項に規定するもののほか、仙台

空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管轄保安部は、第一項、第二項及び第四項ま

の管制保安部は、第一項、第二項及び第四項を
で規定するもののほか、福岡空港事務所及び
鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規

履り島支那事務所の管轄区域内に於て前各項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び第五項に規定するもののほか、

福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管別保安部は、第一項から第五項ま

かさどる。

一 航空機の運航の監督に関すること（航空法第九十七条第一項の規定による承認及び当該

二 航空機の航行の方針に関する事項。
承認を与えた航空機の到着の通知に関する事項。(とを除く。)。

三　遭難航空機の捜索及び救助に関すること（空港等及びその周辺における救助の実施を

四 航空情報（電話による航空路航空情報を除く。）。

（空港出張所の所掌に属するものを除く。）

五　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置 去第五条第一号及び第二号に規定する調査こ

六、電話による航空各航空情報に關する二七
項第三条第一号及び第二号に規定する譯室に
對する援助に關すること。

（航空交通管制部長が空港事務所長に委任し
て場合に限る。）。

東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定するものの

第三項及び第四項に規定するものに
ほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各
項に規定するもののほか、那覇空港事務所の管

現規定するものは、第一項から第五項まで及び前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさど
理部は、第一項から第五項まで及び前項に規定するものほか、次に掲げる事務をつかさど

規定するもののはがくに拘らず、運用に關すること。

二 空港等の保安に関する事務（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するもの）を除く。）

9 仙台空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第五項及び第六項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項、第四項及び第六項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前二項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

10 新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項、第三項、第四項及び第六項に規定するもののほか、大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、電話による航空情報（電話による航行場航空情報（電話による航空情報であつて飛行場管制業務、ターミナル・レーダー管制業務又は着陸誘導管制業務に関連して提供するものをいう。以下同じ。）及び電話による航空路航空情報を除く。）に関する事務（空港出張所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

11 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項まで、第七項及び第八項に規定するもののか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

12 大阪空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項まで及び第十項に規定するもののほか、次条第一号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

（施設部の所掌事務）

第十四十五条 施設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に關すること。

二 土木施設に關する工事及び保守に關すること（空港等に關する國の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。）。

三 建築施設に關する工事及び保守に關すること。

四 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に關する工事並びに機械施設及び車両の保守に關すること。

（総務部に置く課等）

第四十六条 総務部に、次に掲げる課を置く。

会計課（成田空港事務所を除く。）
運用調整課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）
空港振興課（東京空港事務所に限る。）
地域調整課（成田空港事務所に限る。）
環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）
航空保安防災課（鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）
空港事務所に限る。）
前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画課調整官（東京空港事務所に限る。）、空港業務調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）（それぞれ一人を置く。）
（総務課の所掌事務）

第四十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事。

三 公文書類の審査及び進達に関する事。

四 空港事務所の所掌事務に関する総合調整に関する事。

五 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事。

六 職員に貸与する宿舎に関する事。

七 航空機の操縦の練習の許可に関する事。

八 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

一 新千歳空港事務所、仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の総務課は前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。
航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関する事。

二 空港等の設置及び管理の監督に関する事（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに運用調整課及び環境・地域振興課並びに施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く。）

三 空港等の供用に関すること（他部並びに運用調整課並びに施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に属するものを除く。）

（会計課の所掌事務）

第四十八条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 会計に関すること。
- 二 国有財産及び物品の管理に関すること。
（運用調整課の所掌事務）

第四十八条の二 運用調整課は、空港等の運用に関する安全の確保に係る調整に関する事務をつかさどる。

（空港振興課の所掌事務）

第四十九条 空港振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 航空に関する事業（航空機及びその装備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 空港等の設置及び管理の監督に関すること（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部並びに環境・地域振興課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 空港等の供用に関すること（他部の所掌に属するものを除く。）。

四 土地の使用に関する事務で東京国際空港の整備による地域の振興に関するものに関すること。

（地域調整課の所掌事務）

第五十条 地域調整課は、第四十一条第一項第十一号から第十三号までに掲げる事務のうち成田国際空港及びその周辺地域における生活環境の改善を図ることにより成田国際空港の円滑な整備及び運用を確保するための地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（環境・地域振興課の所掌事務）

第五十一条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関する事務（空港業務調整官及び地域調整官の所掌に属するものを除く。）。

二 空港等の設置及び管理の監督に関する事務
で空港等を活用した地域の振興に関するもの
に関する事。

(航空保安防災課の所掌事務)

第五十二条 航空保安防災課は、次に掲げる事務
をつかさどる。

- 一 空港等内の秩序の維持に関する事。
- 二 空港等及びその周辺における航空機に関する事。
る事故その他空港等における事故及び空港等
における災害に関する事。(管制保安部の所
掌に属するものを除く。)
- 三 空港等における航空に関する危機管理に関する事務のうち航空機の強取、破壊その他の
航空に関する犯罪の防止に関する事。

(広報企画調整官の職務)

第五十三条 広報企画調整官は、命を受けて、広
報に関する特定事項についての企画及び立案並
びに調整に関する事務をつかさどる。

(空港業務調整官の職務)

第五十三条の二 空港業務調整官は、命を受け
て、東京国際空港の周辺における航空機の航行
により生ずる騒音等による障害並びに空港の設
置及び管理の監督に関する特定事項についての
地方公共団体、地域住民その他の関係者との連
絡調整に関する事務(空港出張所及び空港・航
空路監視レーダー事務所並びに他部の所掌に属
するものを除く。)をつかさどる。

(地域調整官の職務)

第五十三条の三 仙台空港事務所の地域調整官
は、命を受けて、第四十一条第一項第十三号に
掲げる事務のうち仙台空港及びその周辺地域に
おける生活環境の改善を図ることにより仙台空
港の円滑な運用を確保するための地方公共団
体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関
する事務をつかさどる。

2 大阪空港事務所の地域調整官は、命を受け
て、第四十一条第一項第十三号に掲げる事務の
うち大阪国際空港及びその周辺地域における生
活環境の改善を図ることにより大阪国際空港の
円滑な運用を確保するための地方公共団体、地
域住民その他の関係者との連絡調整に関する事
務をつかさどる。

(空港安全部に置く課)

第五十四条 空港安全部に、次に掲げる課を置
く。

自動車交通管理課
運用調整課

空港保安防災課

空港危機管理課
(運用調整課の所掌事務)

第五十五条 運用調整課は、空港等の運用に関す
る安全の確保に係る調整に関する事務をつかさ
どる。

(自動車交通管理課の所掌事務)

第五十五条の一 自動車交通管理課は、空港等内
の公用通路における自動車の交通の管理に関
する事務をつかさどる。

(空港保安防災課の所掌事務)

第五十五条の二 空港保安防災課は、次に掲げる
事務をつかさどる。

一 空港等内の秩序の維持に関する事。(自動
車交通管理課の所掌に属するものを除く。)

二 空港等及びその周辺における航空機に関する
事故その他空港等における事故及び空港等
における災害に関する事。(管制保安部及び
空港危機管理課及び自動車交通管理課の所
掌に属するものを除く。)

(空港危機管理課の所掌事務)

第五十五条の三 空港保安防災課は、次に掲げる
事務をつかさどる。

一 空港等内の秩序の維持に関する事。(自動
車交通管理課の所掌に属するものを除く。)

二 空港等及びその周辺における航空機に関する
事故その他空港等における事故及び空港等
における災害に関する事。(管制保安部及び
空港危機管理課及び自動車交通管理課の所
掌に属するものを除く。)

(空港危機管理課の所掌事務)

第五十五条の四 空港危機管理課は、空港等にお
ける航空に関する危機管理に関する事務をつか
さどる。

(航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空
管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び
航空灯火・電気技術官)

第五十六条 管制保安部、航空管制運航情報官
(仙台空港事務所及び成田空港事務所を除く。)

、航空管制通信官(成田空港事務所に限る)、航
空管制官(新千歳空港事務所を除く)、航空
管制技術官、施設運用管理官(東京空港事務所
及び那覇空港事務所を除く)及び航空灯火・
電気技術官を置く。

2 空港管制運航情報官は、次に掲げる事務をつ
かさどる。

一 管制情報処理システムによる国内航空通信
の実施に関する事。

二 電話による航空通信の実施に関する事
(空港出張所及び航空管制通信官の所掌に属
するものを除く。)

3 東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空
港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情
報官は、前項に規定するものほか、次に掲げ
る事務をつかさどる。

一 航空機の運航の監督に関する事。(航空管
制官の所掌に属するものを除く。)

二 空情報及び電話による航空路航空情報
を除く)による飛行場航空情報に関する事。

二 航空機の航行の方法に関する事。

三 遭難航空機の捜索及び救助に関する事
(空港等及びその周辺における救助の実施を
除く。)

四 航空情報(電話による航空情報を取り除く。)
に関する事。

五 運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置
法第五条第一号及び第二号に規定する調査に
対する援助に関する事。

六 電話による航空路航空情報に関する事
(航空父通管制部長が空港事務所長に委任し
た場合に限る)。

七 電話による飛行場航空情報に関する事
(航空父通管制部長が空港事務所長に委任し
た場合に限る)。

八 新千歳空港事務所及び大阪空港事務所の航空
管制運航情報官は、第二項に規定するものほ
か、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那
覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項
に規定するものほか、次に掲げる事務をつか
さどる。

一 電話による飛行場航空情報(電話による飛行場航
空情報及び電話による航空路航空情報を除
く)に関する事。(空港出張所の所掌に属
するものを除く。)

二 航空路管制業務を行う機関と航空機との航
空交通管制及び航空機の位置通報に関する連
絡に関する事。(航空路管制業務を行う機
関又は航空機からの要請により行うものに限
る)。

三 航空路管制業務を行う機関と航空機との航
空交通管制及び航空機の位置通報に関する連
絡に関する事。(航空路管制業務を行う機
関又は航空機からの要請により行うものに限
る)。

四 進入管制業務に関する事。(航空交通管制
部長が空港事務所長に委任した場合に限
る)。

五 航空路管制業務に関する事。(航空交通管制
部長が空港事務所長に委任した場合に限
る)。

六 航空法第九十四条ただし書及び第九十四条
の二第一項ただし書の規定による許可に関す
ること(航空交通管制部長が空港事務所長に
委任した場合に限る)。

七 航空法第九十七条第一項の規定による承認
に關すること(航空交通管制部長が空港事務
所長に委任した場合に限る)。

八 航空法第九十七条第一項の規定による承認
を与えた航空機の到着の通知に關すること
(航空交通管制部長が空港事務所長に委任し
た場合に限る)。

九 航空機の位置通報に關すること(航空交通
管制部長が空港事務所長に委任した場合に限
る)。

く。)に關すること(遠距離対空通信施設を
使用して行うものに限る)。

三 航空路管制業務を行いう機関と航空機との航
空交通管制及び航空機の位置通報に関する連
絡に関する事。(遠距離対空通信施設を使用
して行う航空機との連絡に関するもの及びそ
れに係る航空路管制業務を行いう機関との連絡
に関するものに限り、航空管制官の所掌に属
するものを除く)。

四 航空管制官は、次に掲げる事務をつかさど
る。

一 飛行場管制業務に関する事。(空港出張所
及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌
に属するものを除く)。

二 航空法第九十五条ただし書の規定による許
可に關すること(空港出張所及び空港・航空
路監視レーダー事務所の所掌に属するものを
除く)。

三 航空管制業務を行う機関と航空機との航
空交通管制及び航空機の位置通報に関する連
絡に関する事。(航空路管制業務を行う機
関又は航空機からの要請により行うものに限
る)。

四 進入管制業務に関する事。(航空交通管制
部長が空港事務所長に委任した場合に限
る)。

五 航空路管制業務を行う機関と航空機との航
空交通管制及び航空機の位置通報に関する連
絡に関する事。(航空路管制業務を行う機
関又は航空機からの要請により行うものに限
る)。

六 航空法第九十四条ただし書及び第九十四条
の二第一項ただし書の規定による許可に關す
ること(航空交通管制部長が空港事務所長に
委任した場合に限る)。

七 航空法第九十七条第一項の規定による承認
に關すること(航空交通管制部長が空港事務
所長に委任した場合に限る)。

八 航空法第九十七条第一項の規定による承認
を与えた航空機の到着の通知に關すること
(航空交通管制部長が空港事務所長に委任し
た場合に限る)。

九 航空機の位置通報に關すること(航空交通
管制部長が空港事務所長に委任した場合に限
る)。

十 仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空
港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務
所の航空管制官は、前項に規定するものほか、

ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。	航空管制技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。
那覇空港事務所の航空管制官は、前二項に規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。	航空保安無線施設の設置及び管理の監督に閑すること。
航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く）。	航空保安無線施設の工事、運用及び保守に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く）。
航空保安無線施設の設置及び管理の監督に閑すること。	航空保安無線施設の設置及び管理の監督に閑すること。
国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く）。	国内航空通信施設及びレーダーの工事及び保守に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所の所掌に属するものを除く）。

航空交通管制に用いる施設の作動状況の監視に関すること。	航空管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者一人（東京空港事務所の航空管制運航情報官にあっては、二人）を兼任する事務を管理すること。
仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもの（国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務を除く）。	仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもの（国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務を除く）。
航空管制運航情報官は、それぞれ航空管制運航情報官又は航空管制通信官の所掌に属する事務を管理する。	航空管制運航情報官は、それぞれ航空管制運航情報官又は航空管制通信官の所掌に属する事務を管理する。
先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する者一人（東京空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、二人）を兼任する事務を管理する。	先任航空管制官は、航空管制官の所掌に属する者一人（東京空港事務所及び那覇空港事務所にあっては、二人）を兼任する事務を管理する。
名する者一人（新千歳空港事務所及び那覇空港事務所にあっては二人、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては三人）を兼任する事務を管理する。	名する者一人（新千歳空港事務所及び那覇空港事務所にあっては二人、東京空港事務所、大阪空港事務所及び福岡空港事務所にあっては三人）を兼任する事務を管理する。

第一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。	第一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。
二 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関すること。	一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に関する事務をつかさどる。
二 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に関する工事並びに機械施設及び施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。
三 大阪空港事務所 施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者二人を兼任する事務を管理する。	三 大阪空港事務所 施設運用管理官のうちから、国土交通大臣が指名する者二人を兼任する事務を管理する。

第一 建築施設に関する工事及び保守に関すること。	第一 建築施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。
二 土木施設に関する工事及び保守に関すること。	二 土木施設に関する工事及び保守に関する事務をつかさどる。
三 空港事務所の所掌事務を遂行するためには、空港施設保全対策官は、命を受けて、自然災害による被害の予防その他の空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	三 空港事務所の所掌事務を遂行するためには、空港施設保全対策官は、命を受けて、自然災害による被害の予防その他の空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
四 空港事務所の所掌事務を遂行するためには、空港施設保全対策官は、命を受けて、自然災害による被害の予防その他の空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	四 空港事務所の所掌事務を遂行するためには、空港施設保全対策官は、命を受けて、自然災害による被害の予防その他の空港等の施設に係る保全に関する技術の向上に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
五 管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関すること。	五 管制情報処理システムによる国内航空通信の実施に関する事務を管理する。

務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官を置く。施設運用管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等の施設に係る航空法の規定に基づく検査に關すること。

二 土木施設に關する工事及び保守に關することと（空港等に關する國の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に關するものを除く。）。

三 建築施設に關する工事及び保守に關することと。

四 空港事務所の所掌事務を遂行するために使用する機械施設に關する工事並びに機械施設及び車両の保守に關すること。

五 航空灯火・電気技術官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空灯火その他の電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に關する工事、運用及び保守に關すること。

二 航空灯火の設置及び管理の監督に關すること。

三 類似灯火の制限に關すること。

四 昼間障害標識に關すること。

五 施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官のうちから國土交通大臣が指名する者を先任施設運用管理官とする。

六 先任施設運用管理官は、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に屬する事務を管理する。

（空港事務所に置く課）

第六十八条 丘珠空港事務所、稚内空港事務所、函館空港事務所、釧路空港事務所、三沢空港事務所、百里空港事務所、新潟空港事務所、小松空港事務所、中部空港事務所、八尾空港事務所、関西空港事務所、美保空港事務所、広島空港事務所、岩国空港事務所、徳島空港事務所、高松空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、北九州空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所に、別表第二に定める区分により課を置く。

（総務課の所掌事務）

第六十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。

三 公文書類の審査及び進達に關すること。

四 空港事務所の所掌事務に關する総合調整に關すること。

五 職員の衛生、醫療その他の福利厚生に關すること。

六 職員に貸与する宿舎に關すること。

七 航空に關する事業（航空機及びその裝備品の生産（修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）に関する事業を除く。）の發達、改善及び調整に關すること。

八 航空機の操縦の練習の許可に關すること。

九 空港等の設置及び管理の監督に關すること。（空港出張所及び空港事務所並びに地域調整官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官並びに環境・地域振興課の所掌に屬するものを除く。）

十 空港等の供用に關すること（航空管制運航情報官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官の所掌に屬するものを除く。）。

十一 会計に關すること。

十二 国有財産及び物品の管理に關すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、空港事務所の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

新潟空港事務所、八尾空港事務所、松山空港事務所、高知空港事務所、長崎空港事務所、大分空港事務所及び宮崎空港事務所の総務課は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 空港等内の秩序の維持に關すること。

二 空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に關すること（航空管制運航情報官の所掌に屬するものを除く。）。

三 空港等における航空に關する危機管理に關する事務のうち航空機の強取、破壊その他の航空に關する犯罪の防止に關すること。

八尾空港事務所の総務課は、前二項に規定するもののほか、第六十七条第二項各号及び第三項各号に掲げる事務（同条第二項第四号に掲げる事務にあつては、機械施設の工事に關するものに限る。）をつかさどる。

（環境・地域振興課の所掌事務）

第七十条 環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第七十一条及び第七十二条

第七十一条及び第七十二条 削除
(管理課の所掌事務)

第七十三条 管理課は、第六十七条第二項第一号、第二号、第三号及び第四号(機械施設の工事に関するものに限る。)並びに同条第三項第一号及び第二号から第四号までに掲げる事務並びに第六十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務をつかさどる。

2 三沢空港事務所及び美保空港事務所の管理課は、前項に規定するもののほか、第六十七条第二項第四号に掲げる事務(機械施設及び車両の保守に関するものに限る。)をつかさどる。

3 徳島空港事務所の管理課は、第一項に規定するもののほか、航空保安無線施設の設置及び管理の監督に関する事務をつかさどる。

第七十四条から第七十九条まで 削除

第七十五条 空港出張所
(名称及び位置)

第八十条 空港出張所の名称及び位置は、別表第三のとおりとする。
(所掌事務)

第八十一条 空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
一 空港等の設置及び管理の監督に関すること。

2 航空路管制業務を行う機関と航空機との航空交通管制及び航空機の位置通報に関する連絡に関すること。

出張所、静岡空港出張所、福島空港出張所、出雲空港出張所、山口宇部空港出張所及び佐賀空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 電話による航空情報(電話による飛行場航空情報及び電話による航空路航空情報を除く。)に関すること。

二 電話による航空通信の実施に関すること。

旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、富山空港出張所、神戸空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

一 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

二 空港等の設置及び管理の監督に関する事務で空港等を活用した地域の振興に関するものに関すること。

第三節 空港出張所

項に規定するもののほか、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 飛行場管制業務に関すること。
- 二 航空法第九十五条ただし書の規定による許可に関すること。
- 三 国内航空通信施設の保守に関すること。
- 四 航空保安無線施設の運用及び保守に関すること。

旭川空港出張所、帯広空港出張所、女満別空港出張所、青森空港出張所、岡山空港出張所及び石垣空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、第一項及び前項に規定するもののほか、レーダーに関する工事及び保守に関する事務を分掌する。

5 空港出張所は、地方航空局の所掌事務のうち、前各項に規定するもののほか、空港事務所の所掌事務の一部を分掌することができる。

(管轄区域及び内部組織)

第八十二条 空港出張所の管轄区域及び内部組織は、地方航空局長が定める。

第八十二条

場管制業務に關すること。
許可第九十五条ただし書の規定による許
可空港通信施設の運用及び保守に關する
こと。
航空局長が定める。
航空局長が定める。

空港出張所の管轄
航空局長が定める。

に掲げる事務を分
書の規定による許
寸に関すること。
及び保守に関する
出張所、女満別空
岡山空港出張所及
空局の所掌事務の
守に関するもののほか、
局の所掌事務のう
ほか、空港事務所
ることができる。

区域及び内部組織

ほか、空港事務所の所掌事務の一部を分掌することができる。

(管轄区域及び内部組織)

第八十五条 空港・航空路監視レーダー事務所の管轄区域及び内部組織は、地方航空局長が定める。

第三章 雜則

第八十六条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方航空局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

2 （この本部令の効力）

この本部令は、その施行の日に、地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）となるものとする。

（二）
附 則（平成一三年三月二八日国土交通省令第五五号）

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（一）
附 則（平成一四年四月一日国土交通省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

（二）
附 則（平成一六年四月一日国土交通省令第五三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年十月一日から施行する。

（三）
附 則（平成一七年二月八日国土交通省令第五五号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。ただし、第一条中気象局組織規則別表第一項及び第二十五条の改正規定、第六十五条第三項中「福岡空港事務所」の下に「長崎空港事務所」を加える改正規定、第八十七条第三項中「鉄路・航空路監視レーダー事務所」を「函館航空路監視レーダー事務所」に改める改正規定並びに別表第一の改正規定（平成十三年四月一日）

（四）
附 則（平成一三年八月三一日国土交通省令第一二三号）

この省令は、平成十三年十月一日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同規則第一条に規定する事故、事態及び災害に関する報告について適用する。

（五）
附 則（平成一四年四月一日国土交通省令第四七号）

この省令中、第一条の規定は、公布の日から、第二条の規定は、同年十月一日から、第三条の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

この省令中、第一条の規定は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の鉄道事故等報告規則の規定は、同日以後に発生した同規則第一条に規定する事故、事態及び災害に関する報告について適用する。

附 則

(平成一四年四月一日国土交通省令第四七号)

この省令中、第一条の規定は、公布の日から、第二条の規定は、同年十月一日から、第三条の規定は、平成十五年一月一日から施行す

附 則（平成一四年四月一日国土交通省令第五三号）

令第五三号

（施行期日等）

この省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成一五年四月一日国土交通省令第五六号）

令第五六号

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成十五年十月一日から、第三条の規定は平成十六年一月一日から施行す

附 則（平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号）

省令第一九号

（抄）

（二）
附 則（平成一六年三月二二日国土交通省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次条から附則第十一条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日国土交通省令第四八号）

省令第四八号

（抄）

（二）
附 則（平成一六年四月一日国土交通省令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十六年十月一日から施行す

附 則（平成一七年二月八日国土交通省令第五三号）

省令第五三号

（抄）

（二）
附 則（平成一七年二月八日国土交通省令第五三号）

この省令は、平成十七年二月十七日から施行する。ただし、第一条中気象局組織規則別表第一項及び第二十五条の改正規定、第六十五条第三項中「福岡空港事務所」の下に「長崎空港事務所」を加える改正規定、第八十七条第三項中「鉄路・航空路監視レーダー事務所」を「函館航空路監視レーダー事務所」に改める改正規定並びに別表第一の改正規定（平成十三年五月一日）

附 則（平成一七年三月三一日国土交通省令第三八号）

省令第三八号

（抄）

（二）
附 則（平成一七年三月三一日国土交通省令第三八号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行す

附 則（平成一七年七月七日国土交通省令第七九号）

省令第七九号

（抄）

（二）
附 則（平成一七年七月七日国土交通省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年九月二九日国土交通省令第九六号）

省令第九六号

（抄）

（二）
附 則（平成一七年九月二九日国土交通省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月一日から施行す

附 則（平成一八年四月一日国土交通省令第四四号）

省令第四四号

（抄）

（二）
附 則（平成一八年四月一日国土交通省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日国土交通省令第一六号）

省令第一六号

（施行期日等）

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則（平成二一年三月三一〇日国土交通省令第二〇号）

省令第二〇号

（施行期日）

この省令は、平成十八年四月一日から施行す

附 則（平成二一年三月三一〇日国土交通省令第二六号）

省令第二六号

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一〇日国土交通省令第二六号）

省令第二六号

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一〇日国土交通省令第二六号）

省令第二六号

（施行期日）

この省令は、平成二十年十月一日から施行す

